

富士宮市 景観計画

～富士山の庭園都市へ～



富士宮市

ごあいさつ

～市民の皆様と力を合わせて

美しい景観づくりを～



富士宮市は、富士山、朝霧高原、白糸ノ滝など、雄大かつ多彩な自然を有したまちです。私自身、季節や時間によって表情を変える富士山を眺めるたびに、このまちの美しさを実感するとともに、その魅力を次の世代にしっかりと引き継いでいかなければならないという責任を強く感じております。

平成22年に景観計画を策定してから16年が経過しました。この間、芝川町との合併に伴う芝川地域の追加、富士山本宮浅間大社周辺地区の重点地区指定、太陽光発電設備への対応など、社会の変化に応じて必要な見直しを重ねてまいりました。また、白糸ノ滝の環境整備、富士山世界遺産センターの開館など、本市の景観をより一層魅力あるものとする新たな取り組みも進められてきました。こうした状況を踏まえ、市民の皆様の景観に対する意識が高まり、多様な価値観が生まれている今こそ、さらなる発展を見据えた計画の更新が必要であると判断しました。

今回の改定では、富士山を背景とした牧草地等の牧歌的な景観を有する朝霧高原地域について、丁寧に地域の声を伺いながら、新たな重点地区に指定しました。また、市民アンケートから多く寄せられた意見を踏まえ、富士山の眺望点を追加指定するなど、市民の皆様の「大切にしたい風景」を尊重した内容としております。さらに、無電柱化の推進や若年層を対象とした景観学習の充実など、本市らしい景観を守り育てるための新しい取組も盛り込みました。

景観は、行政が一方的に創り上げるものではなく、市民一人ひとりの日々の暮らしの中で形づくられていくものです。市民の皆様が、富士宮市の景観に誇りを持ち続けられるよう、これからも全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の改定にあたり、多くのご意見やご協力をお寄せいただいた地域の皆様、関係者の皆様、景観審議会の皆様に心から感謝申し上げます。これからも、『清流の美』『空間の美』『庭園の美』をキーワードに「富士山の庭園都市」の実現を目指し、ともに歩んでいきたいと思います。

令和8年4月

富士宮市長

須藤 秀忠

序 章	1
------------	----------

- 1 景観について 1
 - － 1 景観とは
 - － 2 良好な景観づくりの効果
- 2 景観計画の策定について 2
 - － 1 計画策定の背景と目的
 - － 2 本計画の位置づけ
 - － 3 計画の構成
 - － 4 計画の改訂

第 1 章 景観の特性と課題	6
-----------------------	----------

- 1 景観の成り立ち 6
 - － 1 地形の形成
 - － 2 まちの形成
- 2 景観の特性 10
 - － 1 自然景観
 - － 2 農村景観
 - － 3 市街地景観
 - － 4 公共施設景観
 - － 5 歴史景観
 - － 6 富士山への眺望
- 3 景観方策の実績 30
 - － 1 景観条例の変遷
 - － 2 その他の方策
- 4 景観形成の問題・課題 34
 - － 1 景観方策の実績や社会情勢の変化を踏まえての問題・課題
 - － 2 景観構成要素別の問題・課題

第 2 章 景観形成の目標	38
----------------------	-----------

- 1 景観形成の目標（キャッチフレーズ） 38
- 2 景観の将来像 39
 - － 1 ふるさとの原風景たる自然景観を大切にすまち
 - － 2 生業として育まれた農村景観を継承・充実すまち
 - － 3 富士山と調和し個性を生かす市街地景観を創出すまち

- － 4 場所に適した公共施設景観を創出・維持するまち
- － 5 富士山などに因む深い歴史を感じるまち
- － 6 多くの人に感動を与える富士山の眺望があるまち

(景観法 第8条第2項第1号 関連)

第3章 景観計画の区域

43

- 1 景観計画の区域 43
- 2 重点地区の設定 44
 - － 1 中央・駅前地区
 - － 2 神田地区
 - － 3 浅間大社周辺地区
 - － 4 朝霧高原地区

第4章 良好な景観の形成に関する方針

49

- 1 市域全域の景観形成基本方針 49
 - － 1 ふるさとの原風景たる自然景観を大切にすまち
 - － 2 生業として育まれた農村景観を継承・充実すまち
 - － 3 富士山と調和し個性を生かす市街地景観を創出すまち
 - － 4 場所に適した公共施設景観を創出・維持すまち
 - － 5 富士山などに因む深い歴史を感じるまち
 - － 6 多くの人に感動を与える富士山の眺望があるまち
 - － 7 みんなで取り組む協働の景観づくり
- 2 ゾーン別の景観形成基本方針 62
 - － 1 富士山・山麓ゾーン
 - － 2 朝霧・天子山地ゾーン
 - － 3 農地・丘陵地ゾーン
 - － 4 周辺市街地ゾーン
 - － 5 中心市街地ゾーン
- 3 重点地区の方針 68
 - － 1 中央・駅前地区
 - － 2 神田地区
 - － 3 浅間大社周辺地区
 - － 4 朝霧高原地区
- 4 今後重要と考えられる地域・地区の考え方 72
 - － 1 白糸の滝周辺地区

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 **74**

- 1 市域全域の行為の制限に関する事項 75
 - － 1 届出対象行為
 - － 2 景観形成基準
- 2 重点地区の行為の制限に関する事項 90
 - － 1 中央・駅前地区
 - － 2 神田地区
 - － 3 浅間大社周辺地区
 - － 4 朝霧高原地区

(景観法 第8条第2項第3号、第19条第1項、第28条第1項 関連)

第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 **107**

- 1 景観重要建造物 107
- 2 景観重要樹木 108

(景観法 第8条第2項第4号のイ 関連)

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項 **109**

(景観法 第8条第2項第4号のロ 関連)

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項 **110**

第9章 景観形成の重点方策 **117**

第10章 景観形成推進に向けて **131**

- 1 市民、事業者、行政の意識の醸成 131
- 2 推進体制の確立 131

序 章

1 景観について

1-1 景観とは

- 「景観」とは、「けしき、ながめ、またその美しさ」を意味します。又は、「人間をとりまく環境のながめ」「対象（群）の全体的ながめ」などと定義されています。もう少し詳しく説明すると、「山、川、田畑、建物、道路などにより構成される総合的な眺めと、そこから受ける心の動き」と言えます。心の動きとは、眺めに接することにより、「美しい」「心地よい」あるいは「不快だ」などと感じることです。
- 地域の景観は、自然の営みと人の暮らしが相まってできあがってきており、地域の歴史や生活文化の現れということができます。
- 戦後の高度成長期のまちづくりは、急速な都市化を進める中で、美しさや、地域の個性などへの配慮が欠けていたようです。今日、成熟社会といわれる中で、景観を重視したまちづくりが求められるようになってきています。

1-2 良好な景観づくりの効果

生活環境の質の向上、愛着もてる地域づくりを導きます

- 良好な景観形成を進めることにより、暮らしの心地よさなど快適性を高め、生活環境の質の向上を図ることができます。例えば、まち並みは、個々の住宅や商店、工場などの建物などにより構成されています。それぞれが美しく、また、周辺との調和がとれていれば、まち並み景観は見違えるように良くなるはずです。それにより、自分のまちがより美しく、魅力を持つことになり、地域への愛着心が高まるのが期待できます。

観光の活性化や市街地のにぎわいをもたらします

- 雄大な富士山の景観は、外国人も含め多くの人を惹きつけます。また、富士山本宮浅間大社など地域の歴史景観も他にはない魅力を感じさせます。
- 地域の優れた自然や歴史を生かした景観形成を進めることにより、観光ニーズを高めることができ、また、市街地のにぎわいを充実することができます。

市民活動等の活発化に寄与します

- 近年、NPO団体が増加しており、多様な市民活動が展開されるようになってきています。また、市内各地域の自治会活動も着実に進められてきています。
- 花植え、ごみ清掃など、景観向上にかかる活動は、その成果を必ず目で確認することができることから、誰にでもわかりやすいテーマと言えます。
- 地域の景観を向上させる活動プログラムを多彩に展開することにより、景観が向上し、市民活動がより活発に展開されることが期待できます。

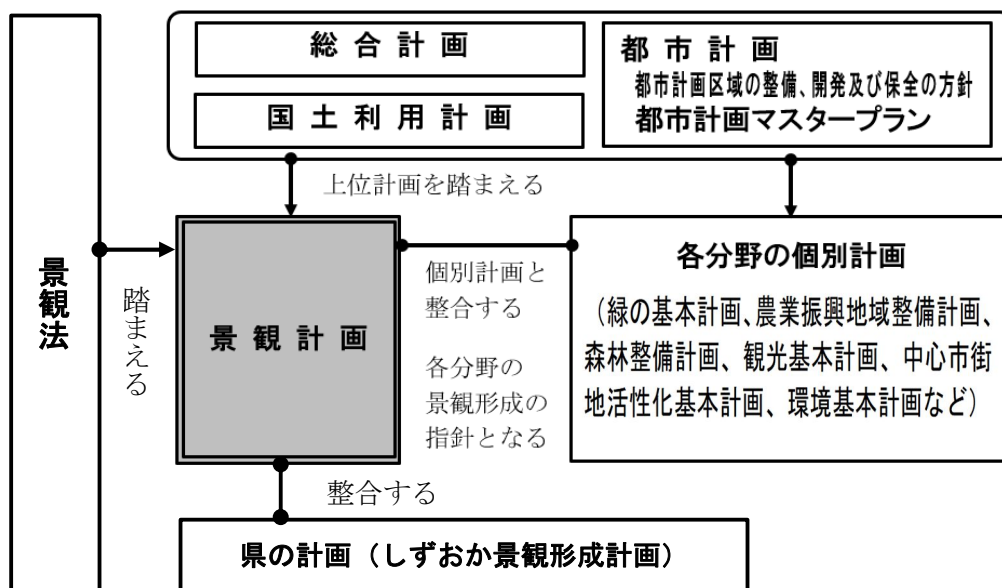
2 景観計画の策定について

2-1 計画策定の背景と目的

- 本市では平成7年に富士宮市都市景観条例を施行しました。また、同年、都市景観形成基本計画を策定し、大規模建築物の景観の誘導などを推進してきました。
- 基本計画策定後10年余が経過し、市街化の進展や市民意識の向上など、社会経済情勢の変化に伴い、景観形成の計画や方策の見直しが必要な状況でした。更に、平成16年には景観法が施行され、景観形成に係る制度が整えられました。これらを受け、平成19年8月1日に本市は景観行政団体となりました。
- 上記を踏まえ、富士宮市景観計画の策定、条例の制定をし、本市の環境と文化の向上、地域の活性化に寄与しています。

2-2 本計画の位置づけ

- 景観は、様々な要素から成っていること、都市計画や環境、産業振興などとの繋がりが強いことから、本計画は上位計画である総合計画などを踏まえつつ、関連する計画と連携しながら推進されるものです。



2-1の参考：景観計画策定の背景・目的

本市の景観づくりの実績

都市景観形成ガイドプラン（平成6年度策定）

都市景観条例（平成7年度施行）

都市景観形成基本計画（平成7年度策定）

〈条例第10条〉

富士山等景観保全地域等における景観誘導

〈条例第14条〉

大規模な建築行為等の景観誘導

〈条例第29条〉

地区景観形成モデル地区における景観誘導
（神田地区、中央・駅前地区）

〈条例第23条〉

その他、地区計画、風致地区、生垣づくり助成、保存樹、保存湧水池指定など

本市の景観づくりにおける問題・課題

- ・市街化の進展に伴う大規模な建築行為などの届出、指導などにおいて、条例では限界あり
- ・これまで都市の景観や建築物の景観を主としてきたが、今後は自然や農村などを含めた総合的な景観づくりが必要
- ・景観に係る市民活動も様々に行われており、これらの位置づけや促進が必要
- ・世界遺産富士山のまちとして、景観面からの取り組みも求められている
- ・広域交通条件が向上する中、観光、交流などの振興において、景観面からの取り組みも必要

社会情勢の変化⇒景観法の施行

- ・良好な景観に関する国民の意識の高まりの中、全国500弱の自治体における景観に関する自主条例の制定
- ・都市基盤の量から質へのニーズの転換
- ・国を挙げての観光の活性化、魅力ある国づくり



○景観法の施行

- ・良好な景観形成の基本理念、責務
- ・良好な景観を形成するための方策

景観法施行後の景観づくりの取り組み

富士宮市景観計画の策定（平成21年度）

富士宮市富士山景観条例の制定（平成21年度）

旧芝川町との合併（平成22年3月23日）

新市域に対応した富士宮市景観計画の変更

富士山の世界遺産登録（平成25年）

重点地区・景観重要公共施設の追加等

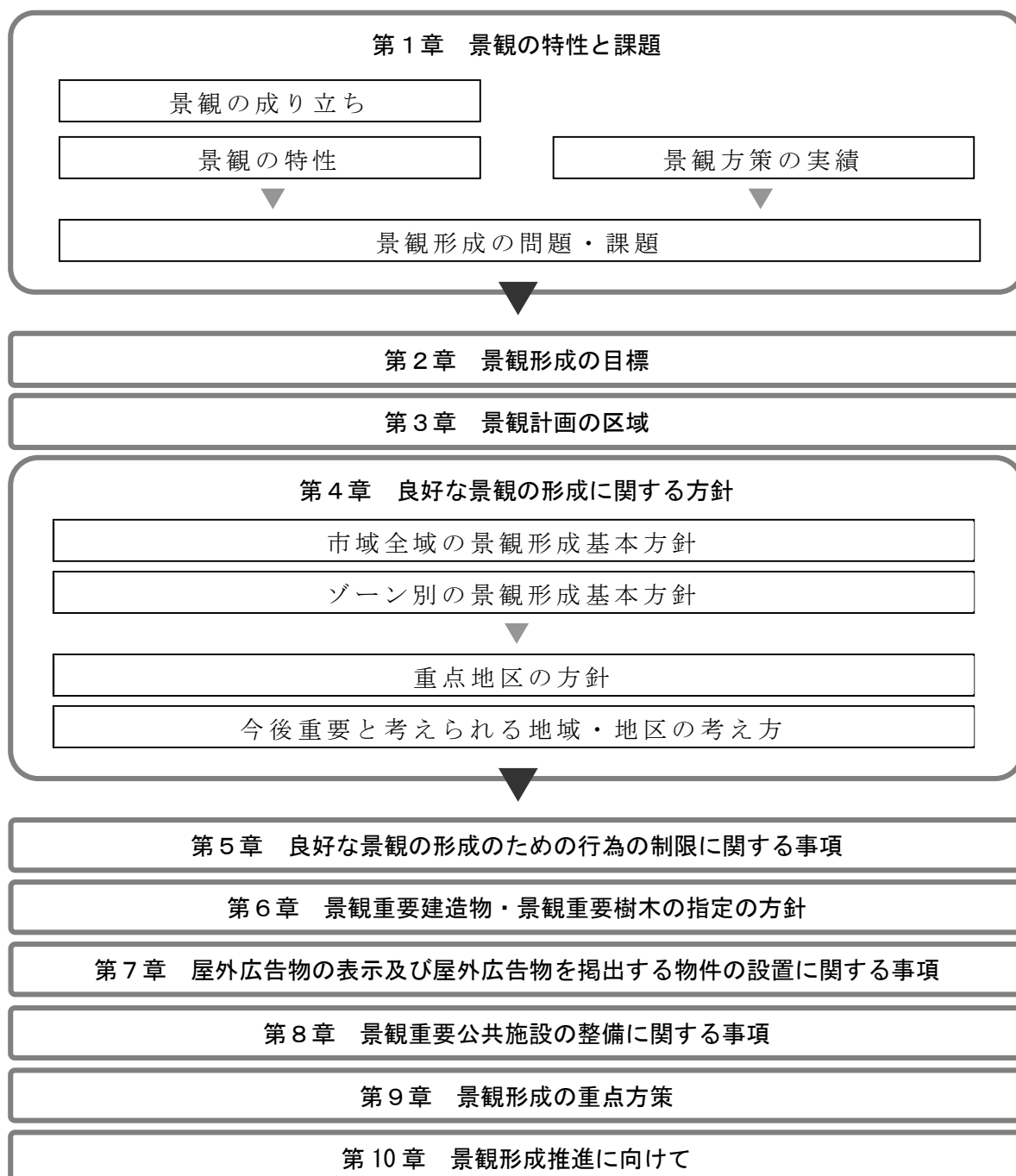
現行の富士宮市景観計画

2-3 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

- ・第1章は、本市の景観の成り立ちや問題、課題をまとめています。
- ・第2章、第3章、第4章は、景観形成を目指していくための基本的な方向性をまとめています。
- ・第5章は景観形成のための行為の制限、第6～8章において景観法に基づく誘導方策、第9章は市独自の施策を主体とした重点的な取り組みを示し、景観形成の方策をまとめています。また、第10章では、景観形成推進の組織、体制について記述しています。

富士宮市景観計画の構成



2-4 計画の改訂

計画の改訂については、以下のとおりです。

- 景観法に基づく景観計画等の各種規制誘導措置は、地域における景観に関する意識の醸成や、社会経済情勢の変化等を踏まえて、その変更の必要性や、新たな手法の選択等の是非について適時吟味していきます。しかし、一方で、良好な景観の形成は、地域における持続的な取り組みによって初めて実現されるものであることから、一定の継続性、安定性が要請されるものであり、特に規制を緩和する場合に当たっては、その景観に及ぼす影響を慎重に検討することとします。
- 景観計画の運用については、景観要素や土地利用の状況の推移、変化を踏まえて概ね5年をめぐりに計画の運用を振り返り、必要に応じて改訂を行っていくものとします。